

花巻市国民保護計画の変更について

花巻市国民保護計画は、武力攻撃や大規模テロが発生した場合、市民を「避難」「救援」するための対処措置を明記したものです。

平成16年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる国民保護法が成立し、同法第35条第1項により「市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない」とされていることから、花巻市は平成19年2月13日に花巻市国民保護計画を策定し、その後岩手県国民保護計画の変更に伴い、平成28年2月10日に花巻市国民保護計画の変更を行いました。

今回、国民保護法第35条第3項に基づき、国による「国民の保護に関する基本指針」の変更(平成29年12月19日)及び岩手県国民保護計画の変更(平成28年3月22日)との整合を図るため、花巻市国民保護計画を変更しようとするものです。

1 計画変更の経過

国(国民の保護に関する基本指針)	岩手県国民保護計画	花巻市国民保護計画
H17. 3. 25 作成 H19. 1. 9 変更 H19. 10. 5 変更 H20. 10. 24 変更 H21. 11. 6 変更 H22. 11. 9 変更 H25. 3. 22 変更 H26. 5. 9 変更 H27. 12. 15 変更 H28. 3. 22 変更 H28. 8. 24 変更 H29. 12. 19 変更	H18. 1 策定 H18. 12 変更 H21. 3. 17 変更 H26. 11. 14 変更 H28. 3. 22 変更	H19. 2. 13 策定 H20. 3. 27 軽微な変更(組織再編に伴う変更等) H28. 2. 10 変更

2 変更の概要

(1) 「国民の保護に関する基本指針」の修正(H29. 12)に伴う見直し

- 県が行う避難施設の指定に際して、市が提供する情報に「施設の収容人数、構造、保有設備等」を明記(第2編第2章国民保護措置に関する平時からの備え)
- 国民保護訓練において、様々な情報伝達手段を用いた訓練の実施を明記(第2編第4章国民保護に関する啓発・訓練)
- 「武力攻撃等合同対策会議」の名称を「武力攻撃事態等合同対策協議会」に変更(第3編第2章関係機関相互の連携)
- 警報の伝達方法として、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用することを明記(第3編第3章警報の伝達)
- 原子力災害における国の所管省庁の変更(原子力規制委員会、内閣府)及び国民保護法案第105条への整合のための修正(第3編第6章武力攻撃災害への対処)
- 避難時における検査方法の名称の変更(「スクリーニング及び除染の実施」から「避難退域検査及び簡易除染」)(第3編第6章武力攻撃災害への対処)

(2) 岩手県国民保護計画修正(H28. 3)に伴う見直し

- 「武力攻撃事態等対策本部」の名称を「事態対策本部」に変更
- 引用する法律を「事態対処法」から「国民保護法」に変更

3 スケジュール

令和 4年 3月	事前協議(岩手県) R4.3.11 事前協議終了	事前協議回答書により県から回答
令和 4年 3月	花巻市国民保護協議会	計画(案)について書面により諮問
令和 4年 4月	花巻市国民保護協議会	書面による答申
令和 4年 5月	本協議(岩手県)※計画(案)は、 <u>本協議が整った</u> 時点で効力を発する	花巻市国民保護協議会より答申を受けた計画(案)について、協議書を受理した日より概ね1週間以内に、本協議回答書より回答
令和 4年 5月	議員説明会	
令和 4年 6月	議会報告	
令和 4年 6月	公表	